

報道関係者各位

令和4年9月29日

## 舞鶴引揚記念館の休館日変更(条例施行規則の改正)について

引揚記念館では、収蔵資料の整理・保存、及び展示機器等のメンテナンスの充実を図るため、本年10月1日付けで「舞鶴引揚記念館条例施行規則」を改正し、令和5年4月1日より休館日を下記のとおり変更することとなりましたのでお知らせいたします。

### 1. 変更内容

休館日を毎月(8月を除く)の**第3木曜日**及び年末年始(12月29日から翌年の1月1日まで)を**毎週水曜日**及び年末年始(12月29日から翌年の1月1日まで)に変更します。

#### 【舞鶴引揚記念館条例施行規則 第3条】

##### ○ 改正前

- ・ 12月29日から翌年の1月1日まで
- ・ 毎月(8月を除く。)の**第3木曜日**(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日~~に当たるときを除く。~~)

##### ○ 改正後

- ・ 12月29日から翌年の1月1日まで
- ・ **毎週水曜日**(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)

### 2. 休館日に水曜日を選定した理由

曜日別の入館者数、市外からの教育旅行来校数の2項目を考慮し、最も影響が少なく、さらに市内観光施設のひとつである「舞鶴港とれとれセンター」の休業日でもある水曜日とした。

※ 休館日であっても教育旅行及び平和学習で来館される学校については、相談に応じる予定です。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日

※ 約半年間をかけて、関係各機関等に周知してまいります。